

(基本目標5) 安全で安心な生活環境の形成

1. 大気

1-1 現状

大気汚染は、工場・事業場や自動車からの排出ガスなどを原因とする人間の社会活動により引き起こされます。大気汚染物質には、直接排出される一次汚染物質と、一次汚染物質に自然条件などが働いてできる二次汚染物質があります。これらの物質は、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼし、動植物に被害を与える可能性があると言われています。そこで、国や県では、大気汚染防止法や埼玉県生活環境保全条例などを定め、大気汚染物質の排出量の規制や、大気汚染物質を排出する事業所の指導等を行っています。

越谷市は、平成13年度より大気汚染防止法の政令市の指定（工場を除く）、平成14年度より埼玉県から大気汚染防止法（工場）の権限移譲を受け、大気中の有害物質等の常時監視や工場・事業場に対する排出規制等の指導を行っています。

また、「環境基本法」では、大気汚染の防止に関し、人の健康と生活環境を保護するうえで維持することが望ましい基準として、主な大気汚染物質に対して「環境基準」を定めています。（巻末資料①参照）

1-2 大気の調査監視

大気汚染対策を効果的に実施するための基礎資料を得るとともに、大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法に基づき、日本全国で大気汚染状況の常時監視が行われています。

市では、東越谷第二公園内（東越谷測定局）及び千間台第四公園内（千間台西測定局）に設置した一般環境大気測定局で、市内の大気汚染状況の常時監視を行っています。

この2箇所の測定局では、環境基準が定められている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、微小粒子状物質等の化学物質と、大気汚染に深くかかわりのある風向・風速を測定しています。その他、有害大気汚染物質等についても毎月1回測定しています。

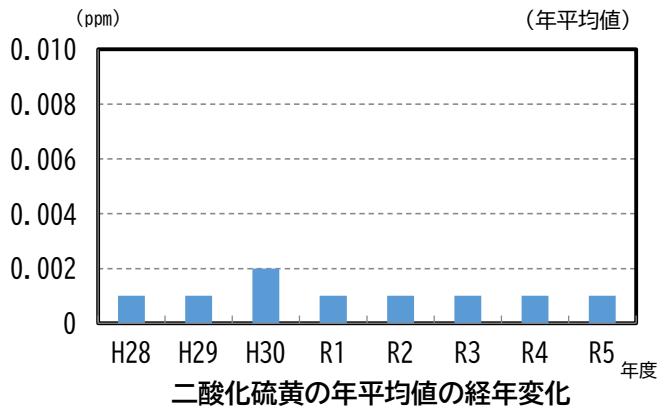
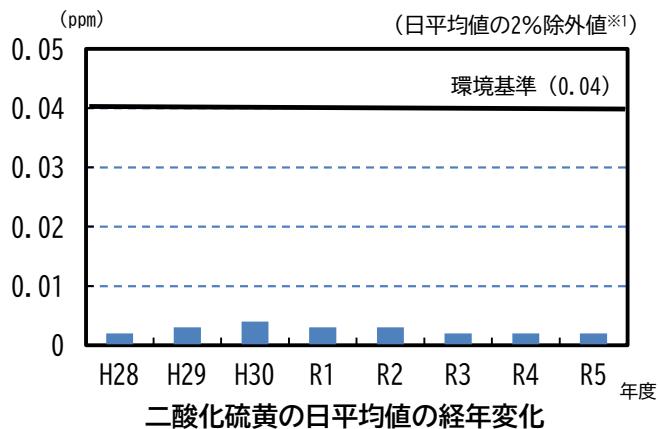
各測定局における測定項目 ○：測定 -：未測定

測定項目	東越谷測定局	千間台西測定局	環境基準
二酸化硫黄(SO ₂)	○	-	有
一酸化炭素(CO)	-	○	有
浮遊粒子状物質(SPM)	○	○	有
光化学オキシダント(O _x)	○	○	有
二酸化窒素(NO ₂)	○	○	有
微小粒子状物質(PM2.5)	○	○	有
非メタン炭化水素(NMHC)	-	○	無
メタン(CH ₄)	-	○	無
全炭化水素(THC)	-	○	無
一酸化窒素(NO)	○	○	無
窒素酸化物(NO _x)	○	○	無
風向(WD)	○	○	無
風速(WS)	○	○	無

※測定した結果は埼玉県のホームページで公表しています。

(ア) 二酸化硫黄

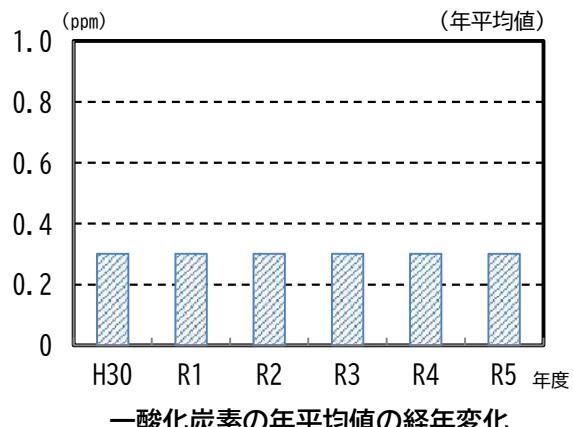
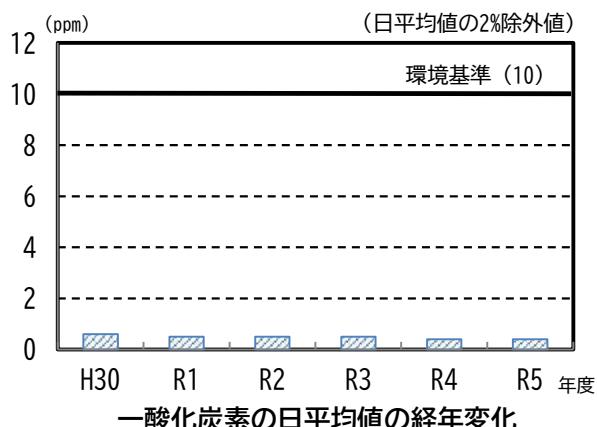
大気中の二酸化硫黄は、主として石油や石炭に含まれる硫黄分の燃焼に伴い排出されたものです。国内の発生源は工場における重油燃焼によるものがほとんどですが、最近は大陸から偏西風にのって運ばれてくるものも増えています。高濃度では呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になるといわれています。令和5年度の東越谷測定局の測定結果は、環境基準を達成していました。



※1「日平均値の2%除外値」…値の高い方から数えて2%分の日数を除外した残りの日平均値の中で最高となった日平均値

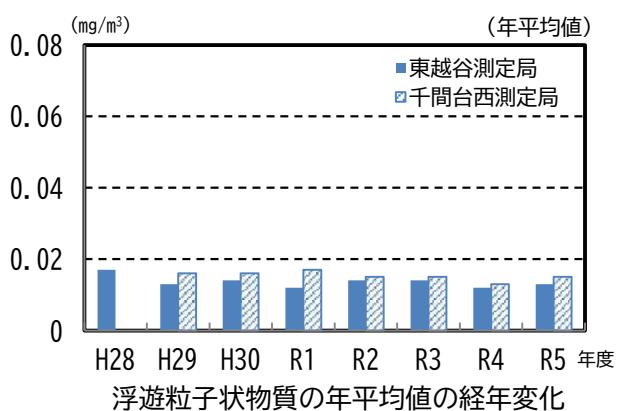
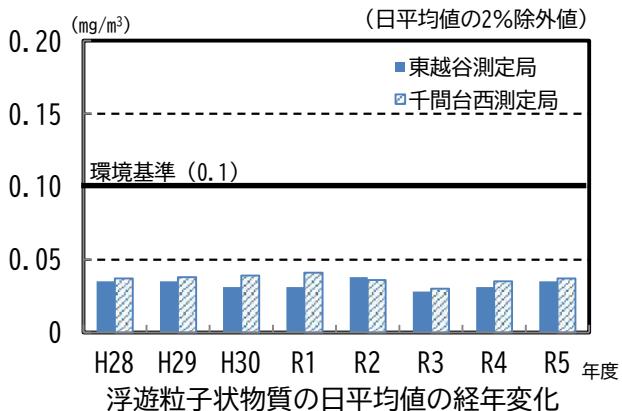
(イ) 一酸化炭素

化石燃料等の炭素を含む物質が燃焼するとき、酸素（空気）の供給が十分な場合は、完全燃焼して二酸化炭素が発生しますが、酸素（空気）の供給が不十分な場合は、不完全燃焼を起こして一酸化炭素が発生します。主な発生源としては、自動車から排出されます。高濃度では血液中のヘモグロビンと結びつき、血液中の酸素濃度が低下し、この状態が続くと酸欠状態になり、めまい、頭痛、吐き気などの一酸化炭素中毒を引き起こすといわれています。令和5年度の測定結果は、環境基準（日平均値10ppm以下）を達成していました。



(ウ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ (1cm の 1000 分の 1) 以下の物質をいいます。発生源は工場・事業場や自動車などの人為的なものや、自然界の土壌粒子、海塩粒子など多岐にわたっています。大気中に長時間滞留し、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすといわれています。令和 5 年度の測定結果は、環境基準を達成していました。

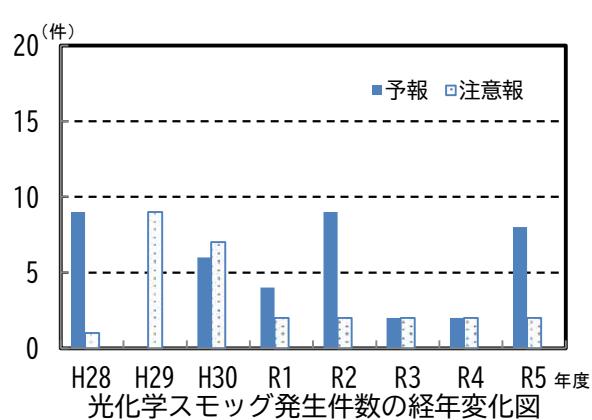
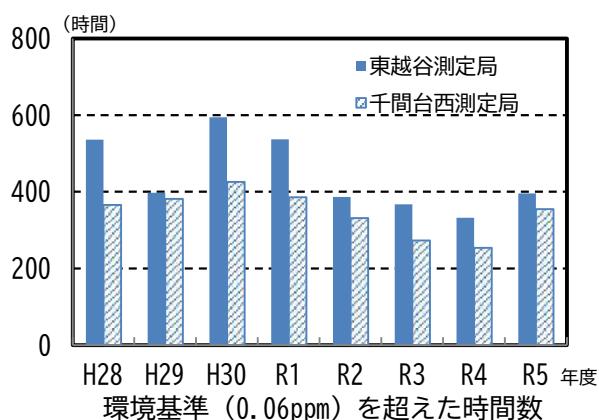


年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
東越谷	0.035	0.035	0.031	0.031	0.038	0.028	0.031	0.035
千間台西	0.037	0.038	0.039	0.041	0.036	0.030	0.035	0.037

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
東越谷	0.013	0.014	0.012	0.014	0.014	0.012	0.013	0.014
千間台西	0.016	0.016	0.017	0.015	0.015	0.013	0.015	0.014

(エ) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素が、太陽光（紫外線）の作用によって光化学反応を起こすことなどにより、二次的に生成された酸化性物質の総称です。主に、日射が強い、気温が高い、風が弱いなどの気象条件が揃う夏季に発生し、広域的な汚染傾向が認められています。いわゆる光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されています。令和 5 年度は、環境基準（昼間（5~20 時）の 1 時間値が 0.06ppm 以下）は達成されませんでした。また、1 時間値が高濃度（光化学スモッグ注意報発令基準値 0.12ppm 以上）となった日は 2 日あり、その内、注意報が発令されたのは 2 日でした。

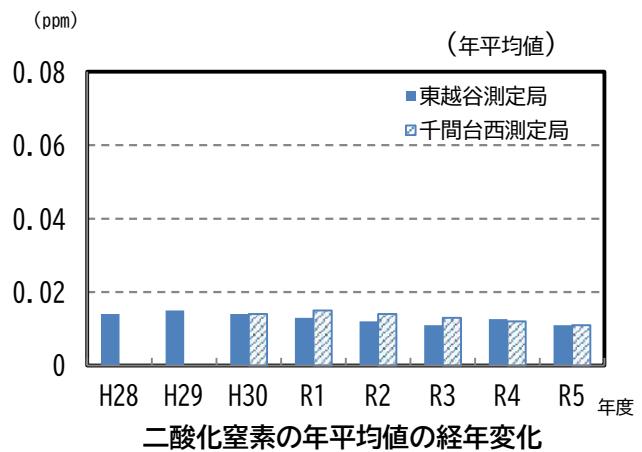
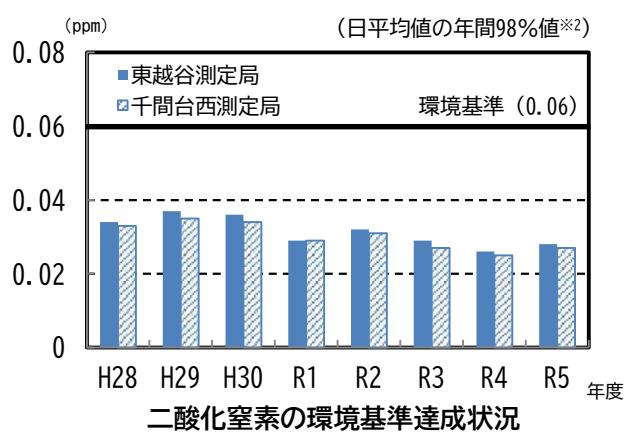


年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
東越谷	535	397	594	536	386	367	332	395
千間台西	365	381	425	385	331	272	253	354

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
予報	0	6	4	9	2	2	8	2
注意報	1	9	7	2	2	2	4	2
警報	0	0	0	0	0	0	0	0

(才) 二酸化窒素

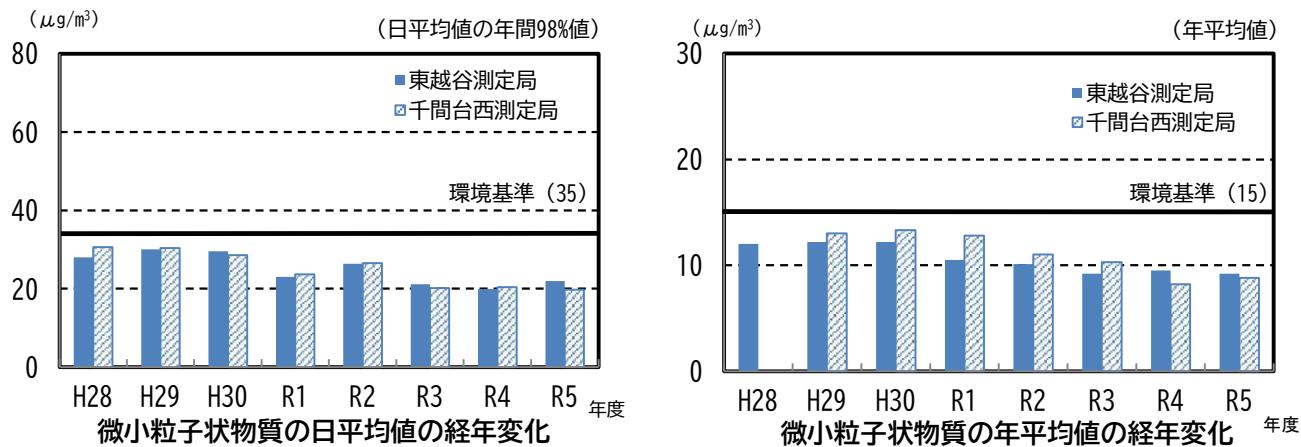
二酸化窒素は、主に物の燃焼により発生した一酸化窒素が大気中で酸化されたものです。主な発生源は工場・事業場のほか自動車からも多く排出されます。高濃度では呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるといわれています。令和5年度の測定結果は、環境基準を達成していました。



※2「日平均値の年間98%値」…値の低い方から数えて98%目の日数の番号に該当する日平均値

(力) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質とは、大気中に漂う直径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことです。微小粒子状物質には、物の燃焼等によって直接排出されるもの（一次粒子）と、ガス状の物質として排出されたものが大気中で化学反応を起こし、粒子化するもの（二次粒子）が存在します。主な発生源としては、ばい煙を発生する施設や自動車等があります。微小粒子状物質は粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜん息や気管支炎等の呼吸器系疾患への影響や肺がんのリスク上昇、循環器系への影響も懸念されています。令和5年度の測定結果は、環境基準（1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）を達成していました。



また、微小粒子状物質の成分分析を実施したところ、イオン成分は、春季調査及び夏季調査においては硫酸イオン (SO_4^{2-}) とアンモニウムイオン (NH_4^+) が高値を示しましたが、秋季調査及び冬季調査においては硫酸イオン (SO_4^{2-}) の濃度が減少し、硝酸イオン (NO_3^-) の濃度が増加する傾向が見られました。炭素成分は、四季を通じて元素状炭素 (EC) に比べ、有機炭素 (OC) が高い傾向で推移していました。無機元素成分は、道路粉じん、ブレーキ粉じん又はタイヤ粉じん由來の成分が高濃度で検出される事例が比較的多かったことから、自動車における移動発生源由來の影響の可能性が示唆されました。

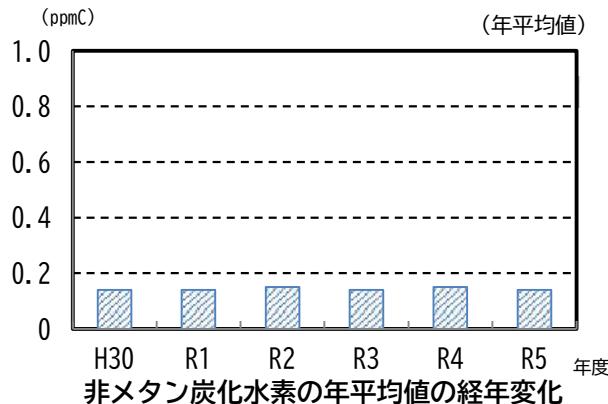
成分名	濃度割合 (%)			
	春季調査	夏季調査	秋季調査	冬季調査
有機炭素 (OC)	24.6	38.7	36.5	29.0
元素状炭素 (EC)	5.5	7.6	9.0	8.8
塩化物イオン (Cl^-)	0.4	0.3	0.5	3.6
硝酸イオン (NO_3^-)	4.2	1.8	5.2	19.4
硫酸イオン (SO_4^{2-})	19.1	21.0	13.5	7.1
ナトリウムイオン (Na^+)	1.3	1.5	0.6	0.6
アンモニウムイオン (NH_4^+)	7.2	6.8	6.2	9.0
カリウムイオン (K^+)	0.4	1.0	0.6	0.6
マグネシウムイオン (Mg^{2+})	0.2	0.2	0.1	0.1
カルシウムイオン (Ca^{2+})	0.5	0.3	0.2	0.2
無機元素成分	6.2	2.4	2.6	2.0
その他成分	30.7	18.4	24.9	19.6

(キ) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は光化学オキシダントの原因物質の一つです。水素と炭素からなる炭化水素のうち、メタンを除くものの総称で、揮発性有機化合物（VOC）に含まれます。主な発生源は、ガソリンスタンド、塗装施設のほか自動車からも排出されます。

非メタン炭化水素については、環境基準が設定されていませんが、午前 6 時から 9 時の 3 時間平均値について国が指針値（0.20ppmC～0.31ppmC^{※3}）を設定しています。

※3 「ppmC」 炭素換算の容量比百万分率



年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
千間台西	0.14	0.14	0.15	0.14	0.15	0.14

(ク) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取した場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気汚染の原因となるものと定められています。中央環境審議会では、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として 248 物質を挙げており、その内、健康リスクがある程度高いと考えられる物質を「優先取組物質」として 23 種類を選定しています。東越谷測定局では、優先取組物質等を毎月 1 回測定しています。令和 5 年度の測定結果では、環境基準や指針値が定められている物質は、すべて基準を達成していました。

令和 5 年度 有害大気汚染物質等測定結果

物質名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準及び 指針値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
ベンゼン	0.88	3
トリクロロエチレン	0.72	130
テトラクロロエチレン	0.10	200
ジクロロメタン	3.0	150
アクリロニトリル	0.044	2
塩化ビニルモノマー	0.057	10
クロロホルム	0.18	18
1,2-ジクロロエタン	0.10	1.6
1,3-ブタジエン	0.075	2.5
アセトアルデヒド	2.9	120
ホルムアルデヒド	3.4	—*
トルエン	8.0	—
キシレン類	1.1	—
塩化メチル	1.6	94
酸化工チレン	0.076	—

物質名	年平均値 (ng/m^3)	環境基準及び 指針値(ng/m^3)
ベンゾ [a] ピレン	0.17	—
クロム及びその化合物	13	—
水銀及びその化合物	1.8	40
ニッケル化合物	2.0	25
ヒ素及びその化合物	0.71	6
ベリリウム及びその化合物	0.0045	—
マンガン及びその化合物	16	140

* 「—」は、環境基準や指針値が定められていません。

1－3 大気汚染防止対策

(ア) 固定発生源（工場・事業場等）の動向

固定発生源については、その種類、規模により、大気汚染防止法、県生活環境保全条例の規定に基づき「ばい煙発生施設」「粉じん発生施設」「揮発性有機化合物排出施設」「指定炭化水素類発生施設」の届出が行われます。

ばい煙発生施設の大気汚染防止法対象施設は、一時期増加傾向にありました。県条例対象施設は、平成11年4月にダイオキシン対策として、小型焼却炉を追加指定した改正条例を施行したことにより増加しましたが、条例遵守の指導等により廃止した施設もあり、減少しました。

近年では、ばい煙発生施設数は多少の変動がありますが、粉じん発生施設数、揮発性有機化合物排出施設数及び指定炭化水素類発生施設数は、ほぼ横ばいです。

○ ばい煙発生施設数の推移

区分	ばい煙発生施設（大気汚染防止法）								指定ばい煙発生施設（県生活環境保全条例）							
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	H28	H29	H30	R1	R26	R3	R4	R5
件数	194	194	196	195	199	181	183	184	50	50	51	52	54	55	55	54

【内訳】

令和5年度 ばい煙発生施設の種類別設置状況

種類	件数
ボイラー	111
金属溶解炉	2
金属加熱炉	0
乾燥炉	4
電気炉	0
廃棄物焼却炉	4
ガスターイン・ガス機関	12
ディーゼル機関	51
施設数合計	184

※施設設置事業場数 90 事業場

令和5年度 指定ばい煙発生施設の種類別設置状況

種類	件数
廃棄物焼却炉 (能力 100kg/h 以上)	2
廃棄物焼却炉 (能力 30kg/h 以上 100kg/h 未満)	8
廃棄物焼却炉 (能力 30kg/h 未満)	44
施設数合計	54

※施設設置事業場数 53 事業場

○粉じん発生施設数の推移

区分	一般粉じん発生施設（大気汚染防止法）								指定粉じん発生施設（県生活環境保全条例）							
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	16	29	28	28	28	28	28	27	54	54	55	55	55	55	56	57

【内訳】

令和5年度 一般粉じん発生施設の種類別設置状況

種類	件数
堆積場	17
コンベア	9
破碎機、摩碎機	1
施設数合計	27

※施設設置事業場数 7 事業場

令和5年度 指定粉じん発生施設の種類別設置状況

種類	件数
堆積場	6
コンベア	45
ふるい	3
ホッパー、バッチャープラント	3
施設数合計	57

※施設設置事業場数 14 事業場

○揮発性有機化合物排出施設数の推移

区分	揮発性有機化合物排出施設 (大気汚染防止法)						
	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	2	2	2	2	2	2	3

【内 訳】

令和5年度 挥発性有機化合物排出施設の種類別設置状況

種類	件数
グラビア印刷の用に供する乾燥施設	3
施設数合計	3

※施設設置事業場数 1 事業場

○指定炭化水素類発生施設数の推移

区分	指定炭化水素類発生施設 (県生活環境保全条例)							
	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	132	131	131	131	131	130	130	139

【内 訳】

令和5年度 指定炭化水素類発生施設の種類別設置状況

種類	件数
給油用地下タンク	105
製造設備	20
使用施設	14
施設数合計	139

※施設設置事業場数 45 事業場

(イ) 固定発生源対策

○ 排出規制

大気汚染防止のため、工場・事業場などの固定発生源については、大気汚染防止法と県生活環境保全条例に基づき、ばい煙の排出規制を行っています。

光化学オキシダントによる汚染については、「越谷市大気汚染緊急時対策要綱」を定め、オキシダントが高濃度になり、県より注意報などの発令を受けたときは、関係機関等へ通報し、市民への周知を行うとともに情報の収集に努めています。

また、県では多くの燃料を使用している工場等に対して、使用量の削減要請などを行っています。

○ 監視、指導

大気汚染発生源に対する監視、指導のため、隨時、大気汚染防止法及び県生活環境保全条例対象のばい煙発生施設、粉じん発生施設、炭化水素類発生施設等を設置している工場・事業場の立入検査やばい煙の行政測定を実施しています。工場・事業場に対する立入検査の結果、排出基準や構造基準の違反があるものに対しては、改善等の指導を行っています。

令和 5 年度 立入検査状況

種類	事業場件数	施設件数	行政測定件数	排出基準超過件数
ばい煙発生施設（法・条例）	37	45	3	0
粉じん発生施設（法・条例）	8	77	0	0
特定粉じん排出等作業（法）	2	2	0	0
炭化水素類発生施設（条例）	0	0	0	0
有害大気汚染物質規制対象事業場（条例）	2	2	2	0
合計	49	126	5	0

(ウ) 移動発生源（自動車排出ガス）対策

自動車排出ガス対策については、平成 4 年 6 月に自動車 NOx 法が公布され、平成 13 年 6 月に粒子状物質規制を追加した自動車 NOx ・ PM 法に改正されました。県では、この法律に基づき「埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、達成のための各種施策を総合的に実施することにしています。また、県生活環境保全条例に基づき、粒子状物質排出基準不適合車の運行禁止の規制指導及び低公害車導入、アイドリング・ストップの実施等を推進することにより、自動車排出ガスの影響の低減化を図っています。

また、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）では、この区域の窒素酸化物の約半分が自動車から排出されていることから、自動車からの窒素酸化物や粒子状物質の排出量の低減に向けた「九都県市低公害車指定制度」を平成 8 年 3 月に発足しています。

市では公用車の購入に際しては、この基準に適合した車を導入しています。

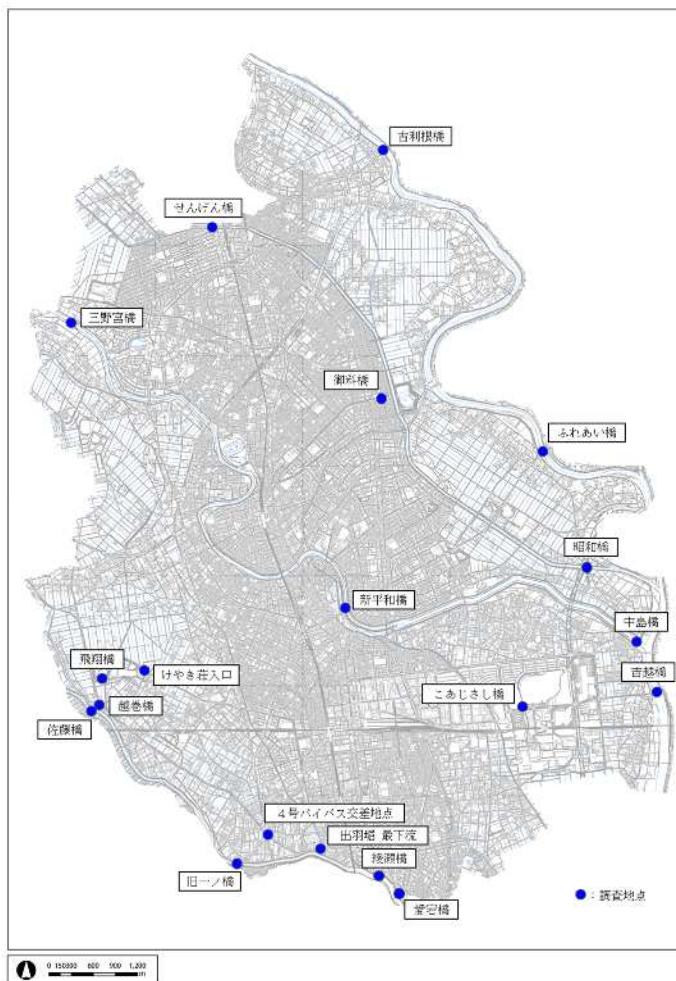
2. 水質

2 - 1 現状

市内には、元荒川や綾瀬川など多くの河川や用水が流れています。昭和30年代から40年代の高度経済成長期には、急速な都市化や工場・事業所の進出等により、河川の汚濁が進みました。その後排水規制の強化や、公共下水道・合併浄化槽の普及、各種啓発活動により、次第に以前の水質を取り戻しつつあります。近年は、河川汚濁の原因が、工場排水によるものから、生活排水によるものに変わり、汚濁原因の大部分を占めるようになっています。

2-2 市内河川の調査監視

河川の水質汚濁状況監視のため、主要 5 河川 11 地点と、流入水路 7 地点、大相模調節池 1 地点で調査を行っています。



河川水質等調查地点

	河川名	調査地点
河川	古利根川 (大落古利根川)	古利根橋 ふれあい橋
	新方川	せんげん橋 昭和橋
	元荒川	三野宮橋 新平和橋 中島橋
	綾瀬川	佐藤橋 旧一ノ橋 綾瀬橋
	中川	吉越橋
	御料堀都市下水路	御料橋
	幹線排水路	越巻橋
	出羽堀都市下水路	けやき荘入口 最下流
	蒲生愛宕川	愛宕橋
	新川	飛翔橋 4号バイパス交差点
流入水路	大相模調節池	こあじさし橋

(ア) 環境基準等の適合状況

①生活環境項目

生物化学的酸素要求量(BOD)75%値*は、主要河川調査地点10地点の全地点で、環境基準値5mg/lを下回りました。

また、流入水路及び大相模調節池調査地点では、環境基準点が設定されていませんが、調査地点8地点中3地点で環境基準値 $5\text{mg}/\ell$ を超過しました。

*75%値評価

環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合に用いられる数値で、年間の日間平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値のことです。年12回の測定であれば、75%値は $0.75 \times 12 = 9$ で、低い方から9番目（高い方から4番目）の数値が基準値に適合しているか否かで判断しています。

②健康項目

健康項目（26項目）は、「古利根川・ふれあい橋」「新方川・昭和橋」「元荒川・中島橋」「綾瀬川・綾瀬橋」の計4地点で調査を行っています。これらのほとんどは定量下限値に限りなく近い数値であり、環境基準値及び指針値を下回る結果でした。

③要監視項目・その他の項目

要監視項目（33項目）、その他の項目（7項目）について、調査を行っています。これらのほとんどは定量下限値に限りなく近い数値であり、指針値を下回る結果でした。

市内主要河川水質令和5年度平均値

河川名		古利根川		新方川		元荒川			綾瀬川		中川
項目	単位	古利根橋	ふれあい橋	せんげん橋	昭和橋	三野宮橋	新平和橋	中島橋	佐藤橋	綾瀬橋	吉越橋
水温	℃	22.5	20.2	22.1	19.5	22.3	20.4	19.5	20.5	19.6	19.1
透視度	度	48.1	43.1	31.0	32.8	40.4	45.3	40.5	39.8	40.1	42.5
流量	m³/s	13.3	9.1	2.4	8.7	7.6	8.4	15.8	4.4	13.6	68.5
pH		7.5	7.8	7.8	7.7	7.7	7.6	7.7	7.6	7.6	7.7
D0	mg/l	7.7	9.4	8.3	8.0	9.0	8.2	8.7	7.2	6.8	8.1
BOD	mg/l	2.0	2.1	3.3	2.6	2.4	2.0	1.9	2.3	2.4	1.9
COD	mg/l	4.8	5.1	7.3	5.8	4.7	4.4	4.7	5.8	5.7	4.8
SS	mg/l	10	11	23	18	15	14	13	29	13	13
大腸菌数	CFU/100mℓ	-	27	-	340	-	-	71	-	230	-
全窒素	mg/l	-	3.0	-	3.7	-	-	3.5	-	3.5	-
全りん	mg/l	-	0.18	-	0.23	-	-	0.21	-	0.25	-
全亜鉛	mg/l	-	0.015	-	0.014	-	-	0.015	-	0.016	-
ノニルフェノール	mg/l	-	<0.0006	-	<0.0006	-	-	<0.0006	-	-	-
LAS	mg/l	-	0.0006	-	0.0011	-	-	0.0007	-	-	-
カドミウム	mg/l	-	<0.0003	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	<0.0003	-
全シアン	mg/l	-	不検出	-	不検出	-	-	不検出	-	不検出	-
鉛	mg/l	-	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	-	0.001	-
六価クロム	mg/l	-	<0.01	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	-
砒素	mg/l	-	0.001	-	0.002	-	-	0.001	-	0.001	-
総水銀	mg/l	-	<0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	-
PCB	mg/l	-	不検出	-	不検出	-	-	不検出	-	不検出	-
ジクロロメタン	mg/l	-	<0.002	-	<0.002	-	-	<0.002	-	<0.002	-
四塩化炭素	mg/l	-	<0.0002	-	<0.0002	-	-	<0.0002	-	<0.0002	-
1,2-ジクロロエタン	mg/l	-	<0.0004	-	<0.0004	-	-	<0.0004	-	<0.0004	-
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	-	<0.002	-	<0.002	-	-	<0.002	-	<0.002	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	<0.004	-	<0.004	-	-	<0.004	-	<0.004	-
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	-	<0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	-
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	-	<0.0006	-	<0.0006	-	-	<0.0006	-	<0.0006	-
トリクロロエチレン	mg/l	-	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	-	<0.001	-
テトラクロロエチレン	mg/l	-	<0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	-
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	-	<0.0002	-	<0.0002	-	-	<0.0002	-	<0.0002	-
チウラム	mg/l	-	<0.0006	-	<0.0006	-	-	<0.0006	-	<0.0006	-
シマジン	mg/l	-	<0.0003	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	<0.0003	-
チオベンカルブ	mg/l	-	<0.002	-	<0.002	-	-	<0.002	-	<0.002	-
ベンゼン	mg/l	-	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	-	<0.001	-
セレン	mg/l	-	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	-	<0.001	-
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/l	-	2.1	-	2.0	-	-	2.3	-	1.8	-

ふつ素	mg/l	-	0.10	-	0.11	-	-	0.10	-	0.11	-
ほう素	mg/l	-	0.08	-	0.09	-	-	0.08	-	0.13	-
1,4-ジオキサン	mg/l	-	<0.005	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	-
アンモニア性窒素	mg/l	-	0.2	-	0.4	-	-	0.3	-	0.7	-
硝酸性窒素	mg/l	-	2.0	-	2.0	-	-	2.3	-	1.8	-
亜硝酸性窒素	mg/l	-	0.082	-	0.073	-	-	0.061	-	0.074	-
りん酸性りん	mg/l	-	0.14	-	0.20	-	-	0.16	-	0.21	-
電気導電率	mS/m	-	32	-	35	-	-	34	-	45	-
塩化物イオン	mg/l	-	27	-	34	-	-	34	-	52	-
陰イオン界面活性剤	mg/l	-	0.03	-	0.04	-	-	0.04	-	0.05	-

(イ) BODの経年変化

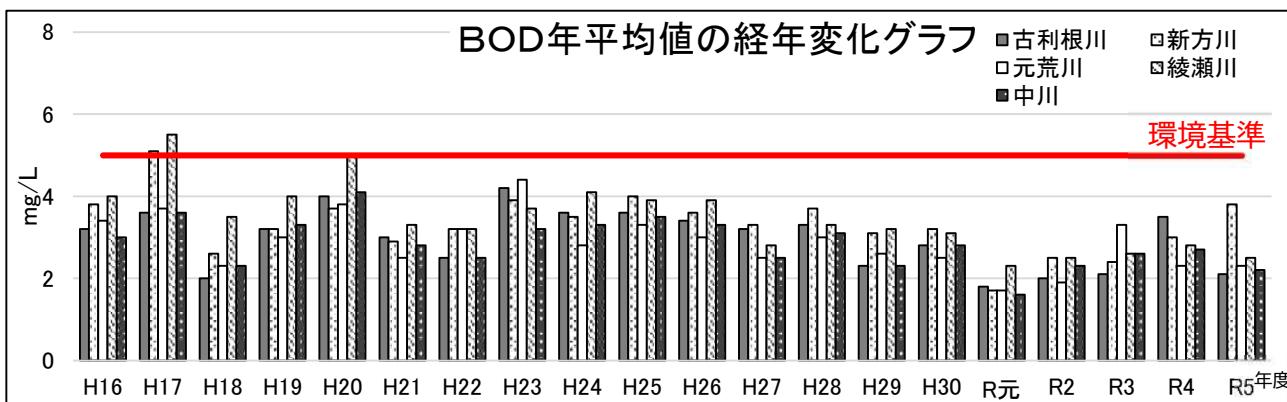
過去に綾瀬川のBOD（生物化学的酸素要求量・河川の汚れの代表的な指標の一つ）が高くなっていますが、近年では流入する水路（出羽堀、蒲生愛宕川等）の水質が、公共下水道の整備の進捗等によって全体的に改善傾向にあります。しかし、公共下水道が整備されていない地域では生活排水が河川の汚濁原因となっています。

BODの毎月調査結果（令和5年度） (単位: mg/l)

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	75%値
河川名	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	75%値
古利根川	古利根橋	-	1.5	-	2.4	0.7	-	1.4	-	1.5	-	4.5	-	2.0	2.4
	かれあい橋	5.2	2.1	1.0	4.1	1.6	1.2	1.4	1.6	1.1	1.9	2.9	1.4	2.1	2.1
新方川	せんげん橋	-	2.5	-	3.9	2.3	-	1.2	-	3.6	-	6.0	-	3.3	3.9
	昭和橋	4.2	3.8	1.7	3.8	2.0	1.4	1.0	1.6	1.9	3.9	4.5	1.5	2.6	3.8
元荒川	三野宮橋	-	4.2	-	3.8	1.9	-	1.0	-	1.0	-	2.3	-	2.4	3.8
	新平和橋	-	2.6	-	3.7	1.1	-	0.7	-	1.4	-	2.7	-	2.0	2.7
	中島橋	1.9	2.6	1.4	4.2	0.9	0.8	0.8	1.7	1.9	2.8	2.3	1.1	1.9	2.3
綾瀬川	佐藤橋	-	2.2	-	3.9	1.5	-	1.5	-	2.3	-	2.3	-	2.3	2.3
	綾瀬橋	3.9	2.1	1.1	4.3	1.4	1.4	1.3	1.3	2.2	2.5	5.2	2.1	2.4	2.5
中川	吉越橋	2.3	1.6	2.0	4.3	1.1	1.2	1.0	1.1	1.6	2.2	3.2	1.0	1.9	2.2

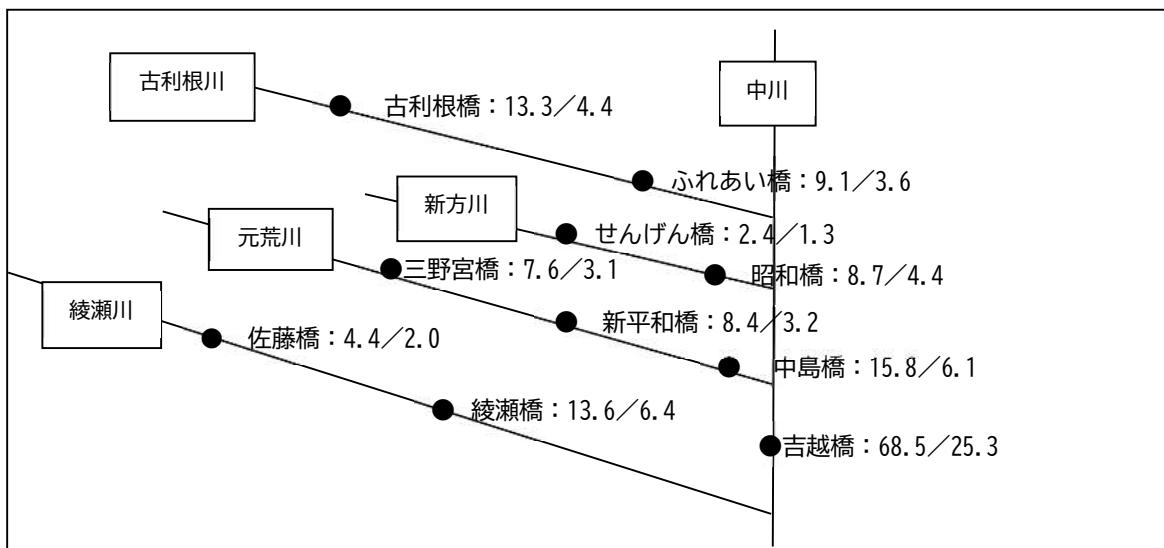
BOD年平均値の経年推移(各河川の平均値) (単位: mg/l)

河川	年度	環境基準	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
古利根川	5.0	3.2	3.6	2.0	3.2	4.0	3.0	2.5	4.2	3.6	3.6	3.4	3.2	3.3	2.3	2.8	1.8	2.5	2.1	3.5	2.1	
新方川	5.0	3.8	5.1	2.6	3.2	3.7	2.9	3.2	3.9	3.5	4.0	3.6	3.3	3.7	3.1	3.2	1.7	2.7	2.4	3.0	3.8	
元荒川	5.0	3.4	3.7	2.3	3.0	3.8	2.5	3.2	4.4	2.8	3.3	3.0	2.5	3.0	2.6	2.5	1.7	2.1	3.3	2.3	2.3	
綾瀬川	5.0	4.0	5.5	3.5	4.0	5.0	3.3	3.2	3.7	4.1	3.9	3.9	2.8	3.3	3.2	3.1	2.3	2.9	2.6	2.8	2.5	
中川	5.0	3.0	3.6	2.3	3.3	4.1	2.8	2.5	3.2	3.3	3.5	3.3	2.5	3.1	2.3	2.8	1.6	2.4	2.6	2.7	2.2	



(ウ) 河川流量・汚濁負荷量

年平均流量 (m³/s) / 年平均汚濁負荷量 (t/日)



2-3 河川浄化対策

水質汚濁を防止するためには、河川や湖沼への汚れの排出量を極力減らすことが必要です。河川の汚濁原因は、工場・事業場の排水に起因するもの（産業系）と、各家庭の排水に起因するもの（生活系）に大別でき、それぞれに応じた水質汚濁防止対策が求められています。

近年では河川汚濁の原因として、人口の増加や生活様式の変化による生活排水が原因の多くの部分を占めるようになりました。

(ア) 生活排水対策

公共下水道の整備率（各年度末現在）

指標	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
供用開始面積 (ha)	2,759	2,767	2,772	2,773	2,775	2,779	2,781	2,782
処理人口 (人)	282,760	284,200	287,705	289,369	290,655	290,315	289,678	289,029
処理世帯 (世帯)	125,119	127,298	130,176	132,457	134,669	135,605	136,748	138,011
公共下水道（污水）普及率 (%)	83.2	83.3	83.8	84.0	84.1	84.2	84.3	84.3
水洗化人口 (人)	269,306	271,457	275,958	278,421	280,134	280,064	279,652	279,384
水洗化世帯 (世帯)	119,083	121,505	124,786	127,375	129,714	130,730	131,926	133,330
水洗化率 (%)	95.2	95.5	95.9	96.2	96.4	96.5	96.5	96.6

浄化槽設置基数の推移（各年度 4月1日現在） 単位：基

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
単独	13,184	13,065	13,383	13,251	12,897	12,740	12,550	11,622
合併	6,254	6,712	7,523	7,786	8,162	8,395	8,633	8,976
合計	19,438	19,777	20,906	21,037	21,059	21,135	21,183	20,598
合併浄化槽普及率 (%)	32.2	33.9	36.0	37.0	38.8	39.7	40.8	43.5

(イ) 工場・事業場排水対策

工場・事業場については、水質汚濁防止法や埼玉県生活環境保全条例で排出水が規制されており、市では、これらの規制対象となる工場・事業場に立入検査を行い、排水や排水処理施設の維持管理状況などを検査しています。検査の結果、排水基準を超過した工場・事業場に対しては行政措置を行い、排水基準の遵守徹底を図っています。

令和5年度の立入検査結果では、排水検査を行った105検体のうち19検体が排水基準を超過し、超過率は18%となりました。これらの事業場に対しては、注意等を行うとともに、継続的に監視を行います。

特定事業場・指定排水工場等数（令和5年度）

	届出数			規制対象数		
	水質汚濁 防止法	県条例	合計	水質汚濁 防止法	県条例	合計
越谷市	※325	8	333	79	8	87
埼玉県	8,261	208	8,469	2,988	208	3,196

※この内、総量規制対象事業場数：21事業場

○埼玉県の県条例において、水質汚濁防止法との重複分は除く

○埼玉県の県条例にはさいたま市条例も含む

排水基準超過に対する行政措置件数（令和5年度）

	立入検査 件数	排水検査 件数	排水基準 超過件数	行政措置件数			
				一時停止命令	改善命令	改善勧告	注意等
越谷市	105	105	19	0	0	0	19
埼玉県	1,936	1,337	183	0	1	0	183

○埼玉県において、令和4年度の排水基準超過に対する行政措置を令和5年度に行ったため、排水基準超過件数と行政措置件数の合計は一致しない

(ウ) 広域的な河川浄化対策

①綾瀬川水環境連絡会（旧綾瀬川浄化対策協議会）

国土交通省直轄一級河川の中で水質ワースト1という綾瀬川をよみがえらせるために、綾瀬川中・下流に位置する自治体にて、昭和51年4月に綾瀬川浄化対策協議会を発足し、水質・水生生物調査や啓発活動、情報交換会などの水質改善に努めてまいりました。近年、公共下水道の整備や水質規制の強化、流域住民による清掃活動など取り組みの結果、綾瀬川の水質が改善されたことを受け、平成29年度に解散しましたが、平成30年度より、新たに綾瀬川水環境連絡会を発足し、綾瀬川の水環境の維持、改善に寄与することを目的とした意見交換等を行っています。

②綾瀬川クリーン大作戦

毎年10月を「綾瀬川をきれいにする強化月間」および10月第4日曜日を「綾瀬川の日」と設定し、流域住民の活動を中心とした取り組みを、国や埼玉県と協力しながら推進しております。

越谷市では、「綾瀬川をきれいにする強化月間」に、流域の自治会にご協力をいただき、綾瀬川クリーン大作戦を実施しております。令和5年度は、10月8日、22日、11月3日、19日に佐藤橋から蒲生大橋までの区間の清掃活動を771名の市民の皆さんのが参加で行いました。

③環境用水の導入

綾瀬川の水質改善のため、荒川から取水した水を、埼玉高速鉄道線内に埋設された導水管を通じて、浄化用水を導水するもので、平成22年4月から実施されています。

また、越谷・草加・八潮の南部葛西用水三市連絡協議会により、逆川及び東京葛西用水、八条用水へ冬水通水を平成 23 年度から実施しています。

(工) その他の対策

①大相模調節池水環境連絡会

大相模調節池でアオコが発生していることをうけ、令和 4 年 4 月 1 日より、水質調査及び維持管理の方法等を検討するとともに、相互に情報を提供、交換、共有することで、大相模調節池の水環境の維持、改善に寄与することを目的に関係機関と「大相模調節池水環境連絡会」を設置しました。

連絡会では、関係機関と情報共有を行うとともに、大相模調節池及び元荒川の取水口の計 6 地点において、定期的（月 1 回）に水質検査を実施します。なお、令和 5 年度に実施した大相模調節池の水質検査において、アオコの発生は見られませんでした。

②環境学習

市民の皆さんに身近な河川・水路の状況を理解し、水質汚濁防止の取り組みを進めていただくため、小学校を中心に環境学習を行いました。

実施日	対象	参加人数	学習内容
6 月 9 日	蒲生小学校 4 年生	140 人	・綾瀬川の歴史、汚濁状況等について講義
9 月 16 日	ヒマワリこどもエコクラブ	5 人	・綾瀬川の歴史、汚濁状況等について講義
10 月 13 日	大間野小学校 4 年生	108 人	・綾瀬川の歴史、汚濁状況等について講義

3. 騒音・振動

3-1 騒音の現状

工場・事業場、建設作業及び各種交通機関等から発生する騒音は睡眠を妨げたり、会話を妨害するなど生活環境を損なうため、「好ましくない音」「ない方がよい音」として規制されています。工場・事業場などの騒音のほかに飲食店などの営業に伴う深夜騒音、拡声機を使用する商業宣伝放送なども身近な騒音として存在しています。騒音の特徴としては、「好ましくない音」「ない方がよい音」と言われるよう、心理的な評価を含んだ言葉で表現されることにあります。また、近年では家庭から発生するピアノの音やステレオの音などの生活騒音に関する問合せが増えています。発生源側では好ましいと感じる音でも、受け手側では騒音と感じる場合があり、立場の違いで評価が分かれてしまうのが騒音の特徴です。騒音は誰でも加害者にも被害者にもなりえます。周囲に配慮するよう心掛けることが大切です。

騒音苦情内訳（単位：件）

	R元	R2	R3	R4	R5
工場・事業場	39	31	35	43	35
建設作業	6	16	14	33	38
その他	7	11	13	15	24
合計	52	58	62	91	97

令和5年度、市に寄せられた騒音苦情件数は97件です。内訳は工場・事業場に係るものが35件、建設作業に係るものが38件、その他24件となっています。令和4年度と比べ苦情件数は6件増加しています。

3-2 騒音対策

(ア) 工場・事業場対策

騒音規制法に基づく工場・事業場数は、令和5年度末で469施設、県生活環境保全条例に基づく工場・事業場数は114施設となっています。騒音規制法や県生活環境保全条例の規制対象工場・事業場等には、届出義務や規制基準の遵守義務が課せられており、工場・事業場から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、市は改善勧告や改善命令を出すことができます。

令和5年度の工場・事業場の騒音に係る苦情件数は35件で、令和4年度より8件減少しています。

特定施設の届出数(騒音規制法)

特定施設の種類	工場数	施設数
金属加工機械	168	945
空気圧縮機・送風機	179	744
土石用・鉱物用破碎機等	7	11
織機	1	40
建設用資材製造機械	7	6
穀物用製粉機	0	0
木材加工機械	38	63
抄紙機	0	0
印刷機械	37	154
合成樹脂用射出成形機	32	229
鋳型造型機	0	0
合 計	469	2,192

指定施設・指定作業の届出数(県生活環境保全条例)

指定施設の種類	工場数	施設数
木材加工機械	30	65
合成樹脂用粉碎機	10	30
ペレタイザー	3	4
コルゲートマシン	1	1
シェイクアウトマシン	0	0
ダイカスト機	3	13
冷却塔	57	102
金属板のつち打加工作業	1	/
ハンドグラインダー使用作業	8	/
電気のこぎり等使用作業	1	/
合 計	114	215

※数字は令和6年3月31日現在のものです。

(イ) 建設作業騒音対策

くい打ち作業等の規制は、騒音規制法に基づく特定建設作業及び越谷市環境条例に基づく指定建設作業（特定建設作業以外のくい打ち作業）が、規制対象となっています。令和5年度の届出件数は、特定建設作業が78件、指定建設作業が9件となっています。

また、特定建設作業及び指定建設作業に伴い発生する騒音が、規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるとときは、市が改善勧告・改善命令を出すことができます。

近年、特に施工方法の改善や建設機械の低騒音化等技術開発が進められてきており、これらの工法等の採用により、騒音の軽減が図られるようになってきています。また、作業前には近隣住民に作業工程や期間の説明を行い、作業について十分理解を得るように努めるなどの配慮も必要となっています。

特定建設作業及び指定建設作業実施届出数（単位：件）

	R元	R2	R3	R4	R5
特定建設作業	41	61	73	80	78
指定建設作業	61	27	16	20	9

特定建設作業届出内訳（令和5年度）

作業の種類	くい打機等	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	バックホウ	トラクターシャベル	ブルドーザー	合計
件数	5	0	58	5	9	0	1	78

(ウ) 自動車騒音対策

自動車騒音については、騒音規制法第17条第1項の規定に基づき、自動車騒音が一定の限度を超えることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるとときに、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることの要請や、道路管理者等に対して道路構造の改善などの意見を述べることができます。

令和5年度の市内5地点での調査結果では、要請限度値を超える地点はありませんでした。自動車騒音の防止のためには、自動車自体の構造改善等（例えばエンジンやマフラー、タイヤ）の発生源対策、道路網整備等の交通流通対策、道路構造の改善、沿道対策などを総合的に推進していく必要があります。

自動車騒音調査結果

測定場所	一般国道4号 (谷中町)		越谷野田線 (東大沢4丁目)		足立越谷線 (蒲生1丁目)		野田岩槻線 (平方)		蒲生岩槻線 (大間野町)	
測定日	R5.12.7~12.8		R5.11.14~11.15		R5.11.14~11.15		R5.11.14~11.15		R5.11.14~11.15	
区域の区分	b区域		b区域		b区域		b区域		b区域	
時間区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
測定値	71	70	69	64	67	66	68	64	68	66
要請限度	75	70	75	70	75	70	75	70	75	70

単位：dB(デシベル) 測定値：等価騒音レベル 昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～翌6:00

(工) 鉄道騒音対策

市では、東京・埼玉の武蔵野線沿線 13 市で武蔵野線公害対策連絡協議会を組織し、毎年協議会として騒音・振動測定を行っており、JR 東日本と JR 貨物に対し騒音・振動対策についての要望・要請活動を行っています。令和 5 年度は 2 回の会議が行われました。

(才) 近隣騒音対策

近年、都市の過密化、生活様式の変化などにより、商店・飲食店、家庭などから発生する騒音に関する問題も多くなっています。これらの近隣騒音は、今日的な課題となっています。

近隣騒音のうち家庭生活から発生する騒音の解決には、発生原因となる家庭用機器や住宅用設備の低騒音化や住宅等の遮音性能の向上を図ることも必要ですが、基本的には住民一人ひとりのモラルやマナーの向上が望まれることから、近隣騒音の防止に関する意識啓発が重要となっています。

3-3 振動の現状

振動は、工場・事業場及び各種交通機関等の動力源から発生し、地盤振動として家屋に伝わることで、その中に居住する人に精神的苦痛を与えたり、壁、タイル等のひび割れ等の物的な損害を与えることがあります。

振動が住民に与える影響は、主として感覚的なものですが、健康被害に発展する場合もあります。影響の及ぶ範囲は、通常発生源の周辺に限られるなど騒音と類似した特性があり、騒音と同一発生源から同時に発生する例が多く見られます。

振動苦情内訳（単位：件）

	R元	R2	R3	R4	R5
工場・事業場	1	1	3	1	4
建設作業	3	3	7	8	3
道路	0	0	0	0	0
鉄道	0	0	0	0	0
その他	0	1	3	1	2
合計	4	5	13	10	9

令和 5 年度に市に寄せられた振動に係わる苦情件数は 9 件で、令和 4 年度と比べ 1 件減少しています。

3-4 振動対策

(ア) 工場・事業場対策

振動規制法に基づく規制対象施設（特定施設）を設置している工場・事業場数は令和 5 年度末で 316 施設、県生活環境保全条例による規制対象施設（指定施設）を設置している工場・事業場は 0 施設となっています。

特定施設や指定施設を設置している工場・事業場には、各種届出の義務のほか、規制基準の遵守義務が課せられており、市はこれらの工場・事業場から発生する振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、事業者に対し、改善勧告や改善命令を出すことができます。

特定施設数

特定施設名	工場数	施設数	特定施設名	工場数	施設数
金属加工機械	153	1221	木材加工機械	3	5
圧縮機	96	340	印刷機械	23	113
土石用・鉱物用破碎機等	8	12	ゴム・合成樹脂練用ロール機	7	27
織機	0	0	合成樹脂用射出成形機	25	166
コンクリートブロックマシン等	0	0	鋳型造型機	1	13
			合 計	316	1897

※数字は令和6年3月31日現在のものです。

(イ) 建設作業振動対策

令和5年度の振動規制法の規制対象作業の実施届出件数は57件、越谷市環境条例の規制対象作業の実施届出件数は9件ありました。市は、これらの建設作業の実施に伴い発生する振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、事業者に対し改善勧告や改善命令を出すことができます。

令和5年度の建設作業の振動に係る苦情件数は3件でした。近年、特に施工方法の改善や建設機械の低振動化等技術開発が進められてきており、これらの工法等の採用により、振動の軽減が図られるようになってきています。また、作業前には近隣住民に作業工程や期間の説明を行い、作業について十分理解を得るように努めるなどの配慮も必要となっています。

特定建設作業及び指定建設作業実施届出数（単位：件）

	R元	R2	R3	R4	R5
特定建設作業	31	34	50	58	57
指定建設作業	61	27	16	20	9

特定建設作業届出内訳（令和5年度）

作業の種類	くい打機等	鋼球	舗装版破碎機	ブレーカー	その他	合計
件数	5	0	0	52	0	57

(ウ) 道路交通振動対策

市内で測定地点を定めて実態調査を実施しています（令和5年度は5地点）。

令和5年度の測定結果では、要請限度を超える地点はありませんでした。

道路交通振動調査結果

測定場所	一般国道4号 (谷中町)		越谷野田線 (東大沢4丁目)		足立越谷線 (蒲生1丁目)		野田岩槻線 (平方)		蒲生岩槻線 (大間野町)	
測定日	R5.12.7~12.8		R5.11.14~11.15		R5.11.14~11.15		R5.11.14~11.15		R5.11.14~11.15	
区域の区分	第一種区域		第一種区域		第一種区域		第一種区域		第一種区域	
時間区分	昼間		夜間		昼間		夜間		昼間	
測定値	53		37		40		35		43	
要請限度	65		60		65		60		65	

単位：dB(デシベル) 測定値：時間率振動レベル（80%レンジの上端値） 昼間：8:00～19:00 夜間：19:00～翌8:00

4. 化学物質

4-1 現状

私たちの身の回りには様々な化学物質が使用され、私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。しかし、化学物質の中には人や生態系に対する有害性が科学的に解明されていないものも多く、発がん性や生殖毒性等の影響が懸念されています。

これまで、工場・事業場から排出される有害化学物質については、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの法律により排出規制等が行われてきましたが、個別の物質ごとに規制する方法のみでは、化学物質による環境汚染に対応することが難しくなってきています。このため、有害な影響を及ぼすおそれがある多くの化学物質について、事業者による自主的な管理と排出削減を促進することにより、環境リスクを低減させていくため、P R T R 法が制定されています。（巻末資料①参照）

4-2 化学物質の適正管理対策

市では、条件（巻末資料②参照）を満たす事業者からの届出に基づき集計を行い、市のホームページなどで市民に公表しています。

P R T R 法では、前年度に取り扱った第一種指定化学物質^{※1} の環境（大気・公共用水域・土壌・埋立処分）への排出量及び移動量（下水道への移動量・廃棄物としての移動量）を、事業所ごと・物質ごとに届け出ることが義務づけられています。

また、埼玉県生活環境保全条例では、特定化学物質（第一種指定化学物質・第二種指定化学物質^{※2}・埼玉県生活環境保全条例施行規則で定める化学物質^{※3}）の前年度の取扱量を、事業所ごと・物質ごとに届け出ることが義務づけられています。

※1 「第一種指定化学物質」 P R T R 法施行令第 1 条で規定している化学物質（462 物質）

※2 「第二種指定化学物質」 P R T R 法施行令第 2 条で規定している化学物質（100 物質）

※3 「埼玉県生活環境保全条例施行規則で定める化学物質」 同規則第 51 条で定める化学物質（44 物質）

なお、P R T R 法では、令和 6 年度届出分（令和 5 年度の把握分）より、対象化学物質の見直し等があり、下記のとおりとなりました。

・第 1 種指定化学物質 515 物質、第 2 種指定化学物質 134 物質 合計 649 物質

埼玉県生活環境保全条例においても、上記同様に見直し等により、下記の通りとなっております。

・第 1 種指定化学物質 515 物質、第 2 種指定化学物質 134 物質

・県条例施行規則で定める物質 14 物質 合計 663 物質

※集計結果については、令和 4 年度分のため、本改正前の対象化学物質で掲載しております。

(ア) P R T R 法に基づく集計結果

<令和4年度 越谷市における地域別の化学物質排出量及び移動量>

令和5年度提出データ集計結果

地区名	報告件数	排出量(kg)			移動量(kg)	
		大気	公共用水域	土壌	下水道	事業所外
桜井地区	8	48,939.1	0.0	0.0	0.0	26,642.0
新方地区	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
増林地区	7	651.0	178.9	0.0	0.0	1,400.0
大袋地区	2	135.8	0.0	0.0	0.0	0.0
狹島地区	3	221.1	12.6	0.0	0.0	0.0
出羽地区	10	156,238.5	474.7	0.0	0.0	37,786.0
蒲生地区	3	2,257.1	0.0	0.0	0.0	23,640.0
川柳地区	2	15,100.0	0.0	0.0	0.0	1,300.0
大相模地区	5	1,327.6	0.0	0.0	0.0	0.0
大沢地区	2	234.6	0.0	0.0	0.0	0.0
北越谷地区	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
越ヶ谷地区	3	19,000.0	0.0	0.0	60.0	19,092.0
南越谷地区	1	30.2	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	46	244,135.0	666.2	0.0	60.0	109,860.0

<令和4年度 越谷市における業種別の化学物質排出量及び移動量>

令和5年度提出データ集計結果

業種名	報告件数	排出量(kg)			移動量(kg)	
		大気	公共用水域	土壌	下水道	事業所外
化学工業	5	150,948.8	474.7	0.0	0.0	63,068.0
金属製品製造業	5	34,100.0	150.0	0.0	40.0	21,580.0
食料品製造業	2	25,705.0	0.0	0.0	0.0	13,000.0
出版・印刷・同関連作業	2	23,700.0	0.0	0.0	0.0	12,000.0
燃料小売業	24	4,633.2	0.0	0.0	0.0	0.0
輸送用機械器具製造業	1	2,400.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一般廃棄物処理業	2	0.0	41.5	0.0	0.0	0.0
プラスチック製品製造業	1	0.0	0.0	0.0	20.0	212.0
石油製品・石灰製品製造業	1	35.0	0.0	0.0	0.0	0.0
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気機械器具製造業	1	2,600.0	0.0	0.0	0.0	0.0
非鉄金属製造業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	46	244,135.0	666.2	0.0	60.0	109,860.0

(イ) 県条例に基づく集計結果

<令和4年度 越谷市における地域別の化学物質取扱量>

令和5年度提出データ集計結果

地区名	報告件数	使用量 ^{※1} (kg)	製造量 ^{※2} (kg)	取り扱う量 ^{※3} (kg)	取扱量 ^{※4} (kg)
桜井地区	8	739,271	0	2,357,064	3,096,286
新方地区	0	0	0	0	0
増林地区	7	22,800	13,000	1,372,356	1,408,256
大袋地区	2	0	0	814,920	814,920
荻島地区	3	231,029	0	606,900	864,029
出羽地区	11	6,566,417	0	34,395,810	40,962,231
蒲生地区	3	253,470	0	652,850	906,320
川柳地区	2	16,400	0	0	16,400
大相模地区	5	0	0	2,791,302	2,791,293
大沢地区	2	0	0	943,800	943,800
北越谷地区	0	0	0	0	0
越ヶ谷地区	3	234,960	31,400	0	266,400
南越谷地区	1	0	0	329,000	329,000
合計	47	8,064,347	44,400	44,264,002	52,398,935

※1「使用量」：事業活動に伴い使用した量

※2「製造量」：事業所において製造した量（副生成物も含む）

※3「取り扱う量」：入荷した特定化学物質等を自ら使用しないで、事業所において取り扱う量

（例：石油卸売業・燃料小売業等が取り扱うガソリン・灯油等の量が該当）

※4「取扱量」：使用量・製造量・取り扱う量の合計（有効数字の関係上、上記3つの合計とは必ずしも一致しない）

<令和4年度 越谷市における業種別の化学物質取扱量>

令和5年度提出データ集計結果

業種名	報告件数	使用量 (kg)	製造量 (kg)	取り扱う量 (kg)	取扱量 (kg)
化学工業	6	6,850,535	0	32,105,2850	38,955,795
燃料小売業	24	0	0	12,158,717	12,184,788
金属製品製造業	6	391,660	17,400	0	409,100
出版・印刷・同関連作業	2	571,710	0	0	571,710
プラスチック製品製造業	1	95,800	14,000	0	109,800
食料品製造業	2	87,529	0	0	87,529
非鉄金属製造業	1	36,000	0	0	36,000
一般廃棄物処理業	1	16,700	13,000	0	29,800
石油製品・石灰製品製造業	1	6,911	0	0	6,911
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	2,552	0	0	2,552
電気機械器具製造業	1	2,550	0	0	2,550
輸送用機械器具製造業	1	2,400	0	0	2,400
合計	47	8,064,347	44,400	44,264,002	52,398,935

(ウ) 越谷市における化学物質取扱量集計結果

市内で取扱量が多い化学物質のうち、第一種指定化学物質では、トルエン、キシレン、エチルベンゼンとなっています。これらの3物質は化学工業、燃料小売業において取扱量が多くなっています。

また、埼玉県生活環境保全条例施行規則で定める化学物質では、メチルエチルケトン(MEK)、硫酸(三酸化硫黄を含む。)、メタノールとなっています。これらの3物質は、化学工場や出版・印刷会社等で取扱量が多くなっています。

<令和4年度 越谷市における第一種指定化学物質取扱量>

令和5年度提出データ集計結果

化学物質の名称	使用量(kg)	製造量(kg)	取り扱う量(kg)	取扱量(kg)
トルエン	470,960	0	15,009,348	15,480,308
キシレン	31,747	0	3,898,536	3,930,283
エチルベンゼン	19,199	0	2,676,766	2,695,965
ノルマルヘキサン	41,200	0	2,052,160	2,093,351
1,2,4-トリメチルベンゼン	22,623	0	1,589,936	1,612,559
ベンゼン	2,700	0	334,826	337,526
1,3,5-トリメチルベンゼン	5,534	0	155,821	187,436
4-メチリデンオキセタン-2-オン	130,000	0	0	130,000

<令和4年度 越谷市における埼玉県指定化学物質取扱量>

令和5年度提出データ集計結果

化学物質の名称	使用量(kg)	製造量(kg)	取り扱う量(kg)	取扱量(kg)
メチルエチルケトン(MEK)	292,600	0	11,000,000	11,292,600
硫酸(三酸化硫黄を含む。)	5,998,050	0	0	5,998,050
メタノール	395,000	0	5,000,000	5,395,000
メチルイソブチルケトン	9,668	0	920,000	929,668
2-ブトキシエタノール	0	0	680,000	680,000
シクロヘキサン	6,270	0	460,000	466,270

4-3 ダイオキシン類

(ア) 現状

越谷市では、一般環境中におけるダイオキシン類の汚染状態を総合的に把握するため、常時監視を実施しています。(巻末資料参照)

①大気

季節ごとに年4回の測定を市役所屋上で実施し、4回の測定結果の平均値と環境基準とを比較しました。その結果、令和5年度も環境基準 $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ を下回る結果となりました。

($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大気環境濃度	0.026	0.048	0.046	0.020	0.022	0.023	0.021	0.020

②河川水質

市内の代表的な河川水質について調査したところ、新方川及び元荒川で環境基準 $1\text{pg-TEQ}/\ell$ を上回る結果となりました。

($\text{pg-TEQ}/\ell$)

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
新方川	2.4	2.2	1.1	1.2	1.4	1.5	1.8	1.9	1.2
綾瀬川	1.5	1.6	0.95	1.0	1.0	1.2	1.1	1.7	0.95
大落古利根川	2.2	0.69	0.47	0.60	0.49	0.62	0.36	0.71	0.74
元荒川	0.44	0.47	0.50	0.59	0.32	0.51	0.87	0.32	1.7

③河川底質

市内の代表的な河川底質(川底の堆積物など)について調査したところ、すべての調査地点で、環境基準 150pg-TEQ/g を下回る結果となりました。

(pg-TEQ/g)

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
新方川	9.2	5.6	1.4	9.5	20.0	11.0	8.5	14	10
綾瀬川	2.4	4.3	1.9	3.1	3.4	5.9	2.9	3.6	3.7
大落古利根川	3.1	1.4	2.9	3.4	2.0	5.6	2.5	2.4	5.5
元荒川	4.8	1.6	14.0	1.8	1.8	1.1	1.9	2.1	4.3

④地下水

市内1ヶ所の井戸から採取した地下水の調査を実施しました。その結果、環境基準 $1\text{pg-TEQ}/\ell$ を下回る結果となりました。

($\text{pg-TEQ}/\ell$)

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
調査地点	新川町二丁目	伊原一丁目	大間野町一丁目	レイクタウン六丁目	登戸町	増森一丁目	大成町八丁目	新越谷二丁目	新川町二丁目
調査結果	0.017	0.056	0.017	0.017	0.017	0.020	0.014	0.024	0.017

⑤土壤

市内 1ヶ所の土壤の調査を実施しました。その結果、環境基準 1,000pg-TEQ/g を下回る結果となりました。

(pg-TEQ/g)

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
調査地点	東越谷 七丁目	宮本町 五丁目	弥十郎	川柳町 四丁目	増林	レイクタウン 五丁目
調査結果	0.13	7.7	0.50	7.8	0.066	0.0015

(イ) 対策

○固定発生源の動向と対策

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類発生施設を特定施設と規定しており、特定施設を持つ事業者には、届出や排出基準の遵守義務とともに、排出ガス・排出水等の自主測定を行い、排出ガスについては結果を市へ報告する義務があります。(巻末資料参照)

令和 5 度末における届出数は、排出ガス特定施設が 9 施設、排出水特定施設が 5 施設となっています。

排出ガス特定施設

特定施設種類	R5 年度末	
	事業場数	施設数
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	1
	2t/h 以上～4t/h 未満	0
	200kg/h 以上～2t/h 未満	0
	100kg/h 以上～200kg/h 未満	1
	50kg/h 以上～100kg/h 未満	3
	50kg/h 未満 (0.5m³以上)	1
合 計		6
		9

排出水特定施設

特定施設種類	R5 年度末	
	事業場数	施設数
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1
	灰の貯留施設	1
合 計	1	5

4-4 放射線・放射性物質

(ア) 現状

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、環境中にヨウ素 131、セシウム 134・137 などの放射性物質が拡散しました。国は、平成 23 年 8 月 30 日に放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）を定め、同年 12 月 14 日に「除染関係ガイドライン」を示しました。

越谷市では、地域的には高い放射線量が測定されておりませんが、平成 23、24 年度の測定においては、雨樋の下などで局所的に高い放射線量が確認されました。このような状況を踏まえ、市民の皆様の安心安全のため、平成 24 年 1 月に「越谷市放射線対策基本方針」を策定し、その後必要に応じ、内容の見直しを行いながら継続的な放射線対策に取り組んでいます。

平成 25 年度以降は、空間放射線量や給食食材の放射性物質等の測定において、市の目標値を超える数値は検出されておりません。

(イ) 空間放射線量の測定等

特措法の基本方針では、追加被ばく線量が年間 20mSv 未満の地域（越谷市含む）については、追加被ばく線量を年間 1mSv 以下とすることを目標としており、市の基本方針においてもこの数値を目標としています。

空間放射線量については、地上 5cm で $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満、地上 50cm、1m で $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満とすることを目標としています。

①除染土壤埋設場所の経過測定

(1回目：令和5年10月12～20日、2回目：令和6年3月4～8日)

過去に除染を実施した公共施設 33ヶ所について、除染土壤埋設場所の地上 5cm、50cm、1m の高さの空間放射線量を年2回測定しました。測定の結果、全ての施設が目標値未満でした。

②定点測定

(1回目：令和5年6月26日、2回目：令和5年12月18日)

市内の環境中の放射線量の状況を把握するため、市役所及び 13 地区センターの所定の場所の地上 1m の高さの空間放射線量を年2回測定しました。測定値は $0.05\sim0.09\mu\text{Sv}/\text{h}$ の範囲でした。

令和5年度定点測定結果

単位：マイクロシーベルト毎時 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)

No.	測定場所	住所	地面の形状	令和5年	
				6月26日	12月18日
1	越谷市役所	越ヶ谷四丁目2番1号	インターロッキング	0.06	0.05
2	桜井地区センター	下間久里792番地1	インターロッキング	0.06	0.05
3	新方地区センター	大吉470番地1	インターロッキング	0.06	0.07
4	増林地区センター	増林三丁目4番地1	インターロッキング	0.05	0.05
5	荻島地区センター	南荻島190番地1	インターロッキング	0.05	0.05
6	大袋地区センター	大竹160番地2	アスファルト	0.06	0.05
7	出羽地区センター	七左町四丁目248番地1	インターロッキング	0.05	0.06
8	蒲生地区センター	登戸町33番16号	インターロッキング	0.07	0.07
9	川柳地区センター	川柳町二丁目485番	アスファルト	0.06	0.06
10	大相模地区センター	相模町三丁目42番地1	アスファルト	0.05	0.07
11	大沢地区センター	東大沢一丁目12番地1	インターロッキング	0.09	0.09
12	南越谷地区センター	南越谷四丁目21番地1	インターロッキング	0.05	0.05
13	北越谷地区センター	北越谷四丁目8番35号	インターロッキング	0.06	0.08
14	越ヶ谷地区センター	越ヶ谷四丁目1番1号	タイル	0.09	0.09

(測定機器：日立アロカメディカル(株)シンチレーションサーベイメータTCS172B)

(ウ) 放射性物質の測定

①給食食材

市内の小・中学校及び保育所等の給食食材について、ヨウ素 131 とセシウム 134・137 の測定を行っておりましたが、令和 5 年度より休止しております。（給食課・保育施設課・子ども福祉課・市立病院栄養科・障害福祉課・青少年課）

測定施設一覧（休止中）

測定施設	測定する食材
小・中学校	国が実施した食品中の放射性物質検査において、過去 3 年間で越谷市の目標値を超過した品目
保育所（園）・認定子ども園・児童発達支援センター	
市立病院	
障害者就労訓練施設しらこばと	
学童保育室	

②水道水

越谷・松伏水道企業団で供給している水道水は、約 9 割を県営浄水場より受水し、残り約 1 割は区域内の地下水を浄化した水です。県営浄水場の水、地下水を浄化した水について放射性物質（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134・137）の検査を実施しており、結果はすべて不検出でした。（越谷・松伏水道企業団）

(エ) その他

①放射線測定器の貸出

市民の皆様が生活環境等の身近な放射線量を把握できるように放射線測定器の貸出をしておりました。令和 4 年度より測定器の貸出は廃止しております。

②近隣市町との連携

放射線対策について連携し、広域的に対応するため、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の近隣 4 市 1 町と、平成 23 年 9 月 29 日に埼玉県東南部地域放射線対策協議会を設立しました。

5. 悪臭・地盤沈下・土壤

5-1 悪臭の現状

令和5年度に市へ寄せられた悪臭に係る苦情は13件で、前年度と同件数でした。主な内訳は、工場・事業場からの工場臭、飲食店等の調理臭となっています。

悪臭に関する苦情件数（単位：件）

	R元	R2	R3	R4	R5
苦情件数	21	19	20	20	13

(ア) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法は、規制地域内の工場、事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行なうこと等により、生活環境を保全し、国民の健康を保護することを目的としており、越谷市においては現在、市内全域において特定悪臭物質による規制を行なっています。

(イ) 埼玉県生活環境保全条例による規制

埼玉県では、悪臭の規制を臭気指数による規制と特定悪臭物質による規制を行なっており、どちらか一方の規制方式を選択することとなっています。

越谷市においては、現在、特定悪臭物質による規制方式を取っているため、埼玉県生活環境保全条例で定められた13業種に規制が適用されます。（巻末資料参照）

5-2 地盤沈下

(ア) 現状

地盤沈下は、地盤が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象であり、いったん沈下するとその復元が不可能な公害で、過剰な地下水の汲み上げが主な原因となっています。過去には、県東部地域の飲料水、工業用水等が地下水に依存していたことから、著しい地盤沈下を起こしましたが、地下水の採取に対して規制されたこと、また上水道として河川表流水の供給が開始されたことにより地下水への依存度が低下し、全体的に地盤沈下の進行速度は鈍化の傾向にあります。

(イ) 地盤高の変動状況

市内の最大沈下量は、令和3年の0.7mm（平方）から令和4年の3.2mm（千間台東）へと2.5mm増加しました。

市内水準測量点別地盤変動状況

単位mm

水準測量点	変動量					5年間の 変動量
	H30	R元	R2	R3	R4	
蒲生旭町1-75	-0.9	3.4	-2.0	4.2	4.5	9.2
川柳町3-192地先	-1.1	2.8	-0.7	3.4	4.4	8.8
川柳町5-284	-0.9	2.1	-0.3	3.6	3.2	7.7
蒲生愛宕町13地先	-1.7	2.4	1.1	0.2	5.9	7.9
南越谷1-5-9	-0.1	3.0	-3.0	4.9	4.1	8.9
越ヶ谷4-1-1	0.4	1.7	-2.1	2.8	4.4	7.2
西新井985	-5.8	6.6	-2.0	4.2	1.7	4.7
神明町2-385	-4.9	5.7	-2.5	3.7	3.3	5.3
越ヶ谷1700	0.8	-0.1	-1.6	3.0	3.3	5.4
弥栄町1-172-40	0.7	-0.3	0.7	3.8	1.4	6.3
大成町1-2181-4	0.5	1.2	0.4	4.9	1.7	8.7
東町1-15地先	-0.7	0.2	0.8	3.6	0.6	4.5
東町3-354	-1.3	1.4	0.3	2.8	1.3	4.5
南越谷2-5-33地先	-0.1	2.5	-2.9	5.3	4.0	8.8
瓦曾根2-2-4地先	-0.3	1.7	-0.8	3.9	4.5	9
大沢3-13-38地先	-4.4	3.0	0.4	4.1	-0.2	2.9
大房989-3地先	-6.4	3.0	-1.7	3.1	-1.0	-3

水準測量点	変動量					5年間の 変動量
	H30	R元	R2	R3	R4	
下間久里1169地先	-4.5	2.8	-4.0	6.1	0.4	0.8
平方1	-5.5	0.6	-3.1	6.4	-0.1	-1.7
平方958-8	-5.4	1.9	2.5	-0.7	-1.1	-2.8
大吉1064-1	-3.2	2.5	2.3	2.4	0.8	4.8
大杉459-5	-3.7	3.1	-1.6	4.6	-0.1	2.3
増林2丁目-33	-1.1	-0.7	-0.5	1.4	0.3	-0.6
東越谷10-32	-1.2	0.8	-2.4	3.0	2.4	2.6
千間台東1-14	-10.3	-0.5	-5.2	2.4	-3.2	-16.8
大吉887-2	-0.7	0.8	-0.5	4.1	0.3	4
向畠684	-1.9	1.9	1.1	2.0	-0.1	3
向畠973	3.4	-2.0	-0.2	6.0	-1.6	5.6
船渡1869	-3.9	3.2	-0.8	4.4	0.7	3.6
平方846	-3.4	0.7	1.2	4.0	-1.6	0.9
相模町2-10	0.1	0.0	-2.6	3.3	2.5	3.3
大間野町2-115	-1.7	2.5	-1.3	3.4	2.2	5.1
増林3-1	-4.0	3.2	-4.6	6.1	-2.1	-1.4

(+隆起 -沈下)

(ウ) 地下水揚水量と地盤沈下

地下水は常に地表から補給されていますが、その補給量を上回る地下水を汲み上げると砂層の水だけでは対応しきれず、粘土層から絞り出されます。粘土層は絞り出た水の分だけ収縮され、それが地盤沈下となって現れることから、地下水の揚水量と地盤沈下量は、緊密な相関関係にあります。

越谷市の地下水揚水量(用途別) (単位:m³/日)

年度	水道用	建築物用	工業用	合計
H30	12,804.1	2,110.7	2,278.7	17,980.7
R元	10,585.9	2,075.1	2,315.8	15,482.9
R2	12,702.0	2,106.7	2,325.5	17,825.5
R3	11,529.9	1,892.7	2,145.9	16,283.5
R4	10,682.8	1,816.3	2,120.3	15,609.0

※上記の用途のほか、農業用・水産養殖業用・非常災害用等公益上の用・その他の用があります。

(工) 地盤沈下対策

地盤沈下対策としては、埼玉県生活環境保全条例で井戸について規制を定めています。また、埼玉県生活環境保全条例で定める以外の井戸については、市の環境条例で規制を定めています。

5-3 土壤

土壤は、水、大気とともに環境の重要な構成要素であり、人をはじめとする生物の生存の基盤や物質循環の要として、また、水質の浄化や地下水のかん養、食料の生産などにおいて、重要な役割を担っています。土壤汚染は、高度経済成長期を中心に比較的古くから発生していたものと考えられておりますが、局所的に発生すること、外観からは発見が困難であることなどから、当時汚染が判明することは少ない状況でした。

しかしながら、近年、環境管理の一環として自主的に汚染調査を行う事業者の増加、工場跡地の売却の際に調査を行う商慣習の広がり等に伴い、土壤汚染が判明する事例が急増しています。

このような状況から、土壤汚染対策法や埼玉県生活環境保全条例では土壤汚染対策のための制度が整備されており、越谷市でも土壤汚染による健康被害が生じないように指導等を実施しています。

令和5年度に土壤汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例により、越谷市内で土壤汚染状況調査を実施した件数は1件で、そのうち汚染が判明した件数は0件です。

6. 景観

6-1 ポイ捨て・不法投棄の防止

各団体が行った清掃活動等により集められたごみや不法投棄物の収集・処理を行うとともに、ポイ捨て禁止及び飼い犬のふんの放置防止、不法投棄禁止の啓発看板を設置・配布することにより、地域の快適な生活環境を確保し、清潔できれいな街づくりの推進を図っています。

収集件数

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自治会清掃件数	372	※252	288	337	360
不法投棄件数	772	706	487	608	446

※令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施回数が少なくなっています。

7. その他

7-1 空閑地等の雑草除去事業

空閑地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例に基づき、雑草が繁茂して周辺の生活環境を阻害している空き地等の所有者等に対して、適切な刈り取りを指導しています。令和5年度の雑草等による苦情は195件（内、空き家45件）ありました。

空閑地除草委託については、令和3年度で終了しております。

7-2 公害関係苦情

令和5度の苦情の総件数は186件で前年度と比べて6件の増加となっています。苦情の内容としては、例年と同様に大気汚染、騒音、悪臭にかかる苦情がほとんどを占めています。

大気汚染苦情については、廃棄物や草木の野外焼却で発生した煙等により、家に臭いがこもり、気分が悪くなるなどの健康被害の苦情が大半を占めています。

騒音苦情は飲食店のカラオケや工場などの騒音に加え、マンションなどの解体・建設作業によるものが大半を占めています。

住工一体の市街化調整区域や準工業地域などにおいて、居住者と事業者との共存が求められる中、居住者からの事業者への騒音、振動、悪臭にかかる苦情が多くなっています。

公害関係苦情件数の推移

	R元	R2	R3	R4	R5
大気汚染	34	44	48	44	41
水質汚濁	10	17	17	7	5
土壤汚染	0	0	0	0	1
騒 音	52	58	62	91	97
振 動	4	5	14	10	9
地盤沈下	0	0	0	0	1
悪 臭	21	19	20	20	13
そ の 他	8	9	12	8	19
合 計	129	152	174	180	186